3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町桜洞字久津屋一一五六から一一五九まで、一九三五から一九四〇まで、字向洞一四三七（次の図に示す部分に限る。）、一四三八から一四四一まで、字奥牧一四六五の三、一四六五の四二、一九五四の一、一九五八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市金山町菅田笹洞字鹿通一九九一、一九九三、二〇〇〇、二〇〇二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市金山町田島字宮之前二一五三の一二、二一五三の一三、二一五三の一五、二一五三の一六、二一五三の二一、二一五三の二二、二一五四の二から二一五四の四まで、二一五五、字洞田二五三四の二、二五三四の四、二五三四の五、二五三五の一から二五三五の三まで、二五三六の一、二五三七の一、二五三八の一、二五三八の二、二五三九から二五四三まで、二五四四の一、二五四四の二、二五四五の一、二五四六、二五四七、二五五四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家二二三九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県富士宮市佐折字中尾五五一（次の図に示す部分に限る。）、五五二の一から五五二の三まで、五五三、字坂ノ沢六一〇の一・六一一・六一二の一・六一六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字主水釣六一八、六二〇（次の図に示す部分に限る。）、字奥佐折六二三の二・六二三の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六二六、字鎌方釣六二七の二（次の図に示す部分に限る。）、六二七の三、六二八から六三〇まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字狂入六三二の一・六三二の二・六三四の一・六三四の六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、六三三の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字坂ノ沢六一二の一（次の図に示す部分に限る。）、字主水釣六二〇（次の図に示す部分に限る。）、字鎌方釣六二七の二・六二八・六二九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字狂入六三二の一・六三二の二・六三三の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町田河内字アミノセド六二七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字アミノセド六二七の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）